

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 付 則 1～2 省略 (議員報酬の額の特例)</p> <p>3 令和3年1月分から令和3年12月分までの議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の97を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第6条 省略 付 則 1～2 省略 (議員報酬の額の特例)</p> <p>3 議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、令和4年1月分から令和4年3月分までの間にあっては同条に規定する額に100分の97を乗じて得た額とし、令和4年4月分から令和5年3月分までの間にあっては同条に規定する額に100分の98を乗じて得た額とする。</p>